

意見書案第25号

令和4年9月27日提出

令和4年9月27日可決

提出者 市議会議員 角 田 修 一  
同 阿 部 忠 幸  
同 中 里 武

交通安全施設等整備事業の推進に関する意見書

千葉県八街市の市道で2021年6月28日、歩いて下校途中の市立朝陽小児童の列にトラックが突っ込み、男女5人が死傷する事故は記憶に新しい。

この事故を受け、文部科学省、国土交通省、警察庁連携の全国市町村立小学校の通学路における合同点検の要請を受け実施された。

教育委員会・学校、PTA、道路管理者、警察などによる危険箇所点検結果では、全国の通学路の対策必要箇所は7万6,404か所と公表している。

しかし、本市においても、通学路等において、交通量が多いにもかかわらず、消えそうな横断歩道が多く見受けられることや信号機、ガードレール設置も進んでいないのが現状である。

「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」では、その目的として、道路における交通環境の改善を行い、もって交通事故の防止を図り、あわせて交通の円滑化に資することとし、信号機、道路標識、ガードレール等の柵の設置等を実施するため、費用の全部または一部を国が負担し、または補助により設置促進を図っている。

交通安全施設等整備事業の推進により、守れる命を守るための交通安全施設整備等を一層強力に推進していく必要がある。

よって、国においては、交通信号機の新設や道路標識の設置・改修等、道路の交通安全対策予算拡充について強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月 日  
衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 あて  
総務大臣  
文部科学大臣  
国土交通大臣

前橋市議会議員 小曾根 英 明